

新型コロナウイルス感染症に対する対応策について

上野公証役場

新型コロナウイルスの感染拡大により医療崩壊の危険性が増している状況に鑑み、国民に対する公的サービスである公証業務をできる限り継続するために、当面、当公証役場では次の措置を講じることとなりましたので、ご不便をおかけすることとなりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

- 1 公証業務についての打合せや相談業務は、原則、対面ではなく、メールや電話等を利用して行うこととし、公正証書の作成等も、可能な限り、事前にメール等でやりとりをして、対面での手続は最小限と致します。
- 2 公正証書作成等で対面でやりとりをする必要があるときは、向かい合わず、距離を空け、できるだけ風通しをよくして行うように致します。
- 3 万一、公証人等の感染により、当公証役場の業務を一時中断して、外部の者の立入禁止措置を講じる事態となったときは、日本公証人連合会のホームページや当公証役場に掲示するなどして最寄りの公証役場をご案内致しますので、当該最寄りの公証役場の公証人に連絡を取って下さい。
- 4 緊急事態宣言が出された現状下において、当公証役場では、必要性・緊急性の高い事件のみを取り扱うこととし、それに応じて、事務処置体制を縮小するものの、できる限りの公証業務を継続致します。